

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況  
(平成 15 年 11 月 12 日現在)

リスク管理機関から委員会に対して意見聴取要請が行われているもの

文書番号	食品健康影響評価の対象
・厚生労働省発食安第 0701015 号	清涼飲料水 48 種の化学物質及び 93 種の農薬
・厚生労働省発食安第 0701021 号	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第 0801001 号	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	} 飼料添加物 リボフラビン
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	} 動物用医薬品 エトキサゾール
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	} 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
・厚生労働省発食安第 1006001 号	微生物 セレウス菌
・厚生労働省発食安第 1008003 号	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
・厚生労働省発食安第 1017001 号	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
・厚生労働省発食安第 1020001 号	添加物 ナタマイシン
・厚生労働省発食安第 1020002 号	添加物 ナイシン
・厚生労働省発食安第 1020003 号	添加物 亜酸化窒素
・厚生労働省発食安第 1020004 号	添加物 亜塩素酸ナトリウム
・厚生労働省発食安第 1028004 号	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、プリトロール、プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、健康博士 ギャバ、チチヤス低糖ヨーグルト、ヒアロモイスチャー S、ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁、ピュアセレクトサラリア、LC1 ヨーグルト、健康道場 おいしい青汁、リセッタ 健康ソフト
・厚生労働省発食安第 1029001 号	農薬 エチプロール、ノバルロン、ピリダリル
・厚生労働省発食安第 1030002 号	遺伝子組換え食品等 MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種、LLCotton25(除草剤耐性わた)、SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(アミラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼ A2)

リスク管理機関から委員会に対して意見聴取要請が行われているもの（続き）

文書番号	食品健康影響評価の対象
・15 消安第 3007 号	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入について
・15 消安第 3008 号 ・厚生労働省発食安第 1031001 号	} 動物用医薬品 イミダクロプリド
・15 消安第 3306 号 ・厚生労働省発食安第 1111003 号	
・15 消安第 3366 号	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
・15 消安第 3367 号	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
・15 消安第 3368 号	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7 - 1 系統

注： 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

専門調査会における審議結果報告書（案）について意見募集を行ったもの

募集期間	対象となる審議結果報告書（案）
15.10.9 ~ 15.11.5	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

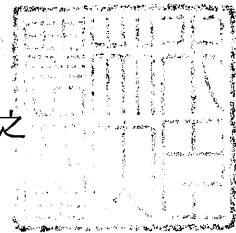
文書番号	食品健康影響評価の対象
府食第 27 号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第 28 号(7/24)	添加物 メチルヘスペリジン
府食第 29 号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第 30 号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
府食第 34 号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第 35 号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第 68 号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第 69 号(8/28)	添加物 アセスルファミウム
府食第 83 号(9/4)	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第 99 号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
府食第 101 号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
府食第 119 号(9/18)	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
府食第 129 号(9/25)	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド
府食第 130 号(9/25)	添加物 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム
府食第 131 号(9/25)	添加物 タール色素



15消安第3306号  
平成15年11月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



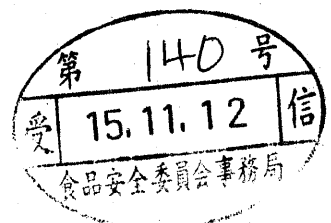
### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン（リスポバル）



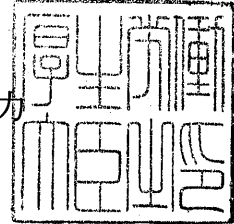


厚生労働省発食安第1111003号  
平成15年11月11日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

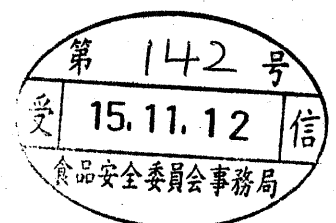
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成15年11月11日15消安第3307号及び15消安3308号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年11月11日15消安第3306号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同じであるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン

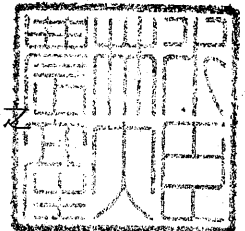




15消安第3366号  
平成15年11月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之

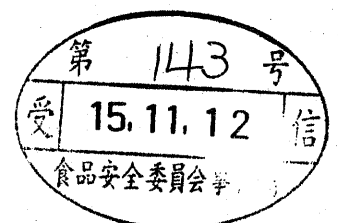


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号及び第5号並びに同条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について
2. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項に規定する肥料の公定規格の変更について

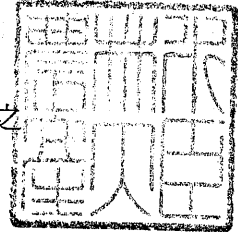




15消安第3367号  
平成15年11月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之

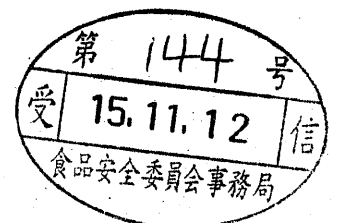


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について

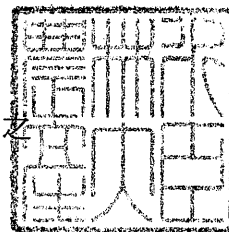




15消安第3368号  
平成15年11月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のチの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統

